

意見案第4号

北海道内における大学入学共通テスト会場の複数設置に関する意見書

令和3年度の大学入学共通テストが、令和3年1月16日及び17日に実施されることが決まった。

従来の大学入試センター試験では、東日本と西日本の2地区で追試験を実施していたが、入学志願者が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れや、同感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、令和3年1月30日及び31日にも学業の遅れを理由に当該日程を選択する者を対象とするとともに、令和3年1月16日及び17日の試験を疾病等の理由で受験することができなかった者の追試験として実施することとし、全都道府県に試験場を設置することも発表された。

大学入学共通テストの実施に際し、広域分散型の特徴を有する北海道においては、他都府県と比べ、受験生及び保護者の時間的・経済的な負担が過大となる。

よって、国においては、1月30日及び31日実施の大学入学共通テストを北海道内の複数箇所で開催されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	

北海道議会議長 村田 憲 俊